

東灘区民生委員・児童委員が出席する会議開催要綱

令和3年3月31日 東灘区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東灘区民生委員・児童委員（以下「民生委員等」という。）の会議の招集、開催及び議事等に関し必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員は、民生委員法に定める民生委員とする。
- (2) 児童委員及び主任児童委員は、児童福祉法第16条に規定する児童委員及び主任児童委員とする。
- (3) 地区民生委員児童委員協議会は、民生委員法第20条に定める地区民生委員協議会とし、地区民生委員児童委員協議会会長は、民生委員法第25条に定める地区民生委員協議会会長とする。

(会議の種類等)

第3条 会議の種類は、次の各号に規定する会議とする。

- (1) 東灘区民生委員児童委員協議会全体会（以下「全体会」という。）
- (2) 東灘区各地区民生委員児童委員協議会会長会（以下「地区会長会」という。）
- (3) 東灘区主任児童委員連絡会（以下「連絡会」という。）

2 前項に定める会議は、全体会を除き、非公開とする。

(全体会の開催)

第4条 全体会は、東灘区長（以下「区長」という。）が招集する。

- 2 全体会は、民生委員等、東灘区役所保健福祉関係職員（以下「区職員」という。）及び社会福祉法人神戸市社会福祉協議会東灘区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）の役員及び職員の出席のもと、東灘区民生委員等の活動の計画、実績報告その他必要な事項を協議する会議とする。
- 3 全体会には、民生委員支援員が出席することができる。
- 4 全体会は、毎年度5月に開催する。ただし、区長が必要と認める場合は、開催時期を変更し、又は臨時に全体会を開催する。
- 5 全体会の議長は、区長、区職員又は地区民生委員児童委員協議会会長（以下「地区会長」という。）の中から区長が指名する者とする。
- 6 全体会は、災害その他の事情により開催が困難な場合は、議事を書面による民生委員に通知することで替えることができる。

(地区会長会の開催)

第5条 地区会長会は、東灘区保健福祉部長（以下「部長」という。）が招集する。

- 2 地区会長会は、地区会長、区職員及び区社協の職員の出席のもと、神戸市、東灘区及び区社協からの連絡事項及び依頼事項、地区民生委員児童委員活動に関する事項その他必要な事項を協議するものとする。
- 3 地区会長が地区会長会に出席できない場合は、地区会長が指名する民生委員を代理出席者としてすることができる。
- 4 地区会長会は、毎月定例的に開催する。ただし、部長が必要と認める場合は、地区会長会の開催を中止し、又は臨時に地区会長会を開催する。

(連絡会)

第6条 連絡会は、東灘区保健福祉部保健福祉課長（以下「課長」という。）が招集する。

- 2 連絡会は、主任児童委員、区職員及び区社協の職員の出席のもと、神戸市、東灘区及び区社協からの連絡事項及び依頼事項、東灘区内の主任児童委員活動に関する事項その他必要な事項を協議するものとする。
- 3 連絡会は、隔月に開催する。ただし、課長が必要と認める場合は、連絡会の開催を中止し、又は臨時に連絡会を開催する。

(費用)

第7条 会議開催に要する費用は、神戸市が負担する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の招集及び議事に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。